

青森県農業近代化資金利子補給規則改正新旧対照表

新規則

青森県農業近代化資金利子補給規則

(昭和二十七年三月十日 青森県規則第十三号)

改正

Table with 3 columns: Old Rule (昭和三十七年), New Rule (昭和二十七年), and Reference Number (規則第...号). Rows list various years from 昭和三十七年 to 平成八年.

旧規則

青森県農業近代化資金利子補給規則

(昭和二十七年三月十日 青森県規則第十三号)

改正

Table with 3 columns: Old Rule (昭和三十七年), New Rule (昭和二十七年), and Reference Number (規則第...号). Rows list various years from 昭和三十七年 to 平成九年.

新規則

青森県農業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

青森県農業近代化資金利子補給規則

(利子補給)
 第一条 県は、農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。)
 (第二条第三項に規定する農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。))を貸し付
 ける法第二条第二項各号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)(に対し、この規
 則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
 第二条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおり
 とする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第一号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設物の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四五パーセント
二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四五パーセント
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四五パーセント
四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四五パーセント
五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	一年 一・二五パーセント		

旧規則

青森県農業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

青森県農業近代化資金利子補給規則

(利子補給)
 第一条 県は、農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。)
 (第二条第三項に規定する農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。))を貸し付
 ける法第二条第二項各号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。)(に対し、この規
 則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
 第二条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおり
 とする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号から第四号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第一号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設物の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	一年 一・二五パーセント		

新規則

<p>六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第二条第一項第二項から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>〇・四五パーセント</p>
<p>七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>〇・四五パーセント</p>

旧規則

<p>六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第二条第一項第二項から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>〇・五五パーセント</p>
<p>七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>一・二五パーセント</p>	<p>年</p> <p>〇・五五パーセント</p>

(昭三七規則五五・昭三八規則四五・昭四〇規則五一・昭四一規則六七・昭四四規則七八・昭四六規則三・昭四七規則八六・昭四八規則三九・昭四九規則一五・昭四九規則九四・昭五〇規則一七・昭五二規則三〇・昭五二規則五九・昭五三規則四八・昭五三規則五四・昭五三規則三一・昭五四規則四〇・昭五四規則四八・昭五五規則三四・昭五六規則三五・昭五八規則三七・昭五九規則五・昭六〇規則四七・昭六一規則七・昭六一規則二六・昭六一規則三〇・昭六一規則一一・昭六一規則四六・昭六二規則六一・平元規則一・平元規則五七・平二規則三三・平三規則二・平三規則五・平四規則一・平四規則二二・平四規則三二・平五規則二・平五規則三九・平六規則四・平七規則七三・平七規則八三・平八規則一・平八規則六七・平八規則一〇一・平九規則一五・平九規則五三・平九規則五七・平九規則六三・平九規則七五・平九規則八〇・平九規則八七・平九規則九六・平九規則一〇七・平九規則一一二・平一〇規則九・平一〇規則二〇・平一〇規則四七・平一〇規則五五・平一〇規則六一・平一〇規則七四・平一〇規則八五・平一一〇規則一〇一・平一一〇規則三三・平一一〇規則九・平一一〇規則一五・平一一〇規則六二・平一一〇規則八三・平一一〇規則八七・平一一〇規則九五・平一一〇規則一〇七・平一一〇規則一一三・平一一〇規則一三三・平一一〇規則六二・平一一〇規則六六・平一一〇規則五二・平一一〇規則七九・平一一〇規則二一・平一九規則一八、一部改正)

(利子補給契約書)
 第三条 第一条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行つてゐるとする。

(利子補給金の額)

第四条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三〇日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における農業近代化資金につき、第二条に規定する利子補給率毎に算定した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高）延滞額を除く、（）の総利をその期間中の日数で除して得た金額とする。（）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適當であると認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払つてゐるとする。

(利子補給金の打切り等)

第六条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規則又は第三条の利子補給契約条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(昭三七規則五五・昭三八規則四五・昭四〇規則五一・昭四一規則六七・昭四四規則七八・昭四六規則三・昭四七規則八六・昭四八規則三九・昭四九規則一五・昭四九規則九四・昭五〇規則一七・昭五二規則三〇・昭五二規則五九・昭五三規則四八・昭五三規則五四・昭五三規則三一・昭五四規則四〇・昭五四規則四八・昭五五規則三四・昭五六規則三五・昭五八規則三七・昭五九規則五・昭六〇規則四七・昭六一規則七・昭六一規則二六・昭六一規則三〇・昭六一規則一一・昭六一規則四六・昭六二規則六一・平元規則一・平元規則五七・平二規則三三・平三規則二・平三規則五・平四規則一・平四規則二二・平四規則三二・平五規則二・平五規則三九・平六規則四・平七規則七三・平七規則八三・平八規則一・平八規則六七・平八規則一〇一・平九規則一五・平九規則五三・平九規則五七・平九規則六三・平九規則七五・平九規則八〇・平九規則八七・平九規則九六・平九規則一〇七・平九規則一一二・平一〇規則九・平一〇規則二〇・平一〇規則四七・平一〇規則五五・平一〇規則六一・平一〇規則七四・平一〇規則八五・平一一〇規則一〇一・平一一〇規則三三・平一一〇規則九・平一一〇規則一五・平一一〇規則六二・平一一〇規則八三・平一一〇規則八七・平一一〇規則九五・平一一〇規則一〇七・平一一〇規則一一三・平一一〇規則一三三・平一一〇規則六二・平一一〇規則六六・平一一〇規則五二・平一一〇規則七九・平一一〇規則二一、一部改正)

(利子補給契約書)
 第三条 第一条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行つてゐるとする。

(利子補給金の額)

第四条 第一条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三〇日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間における農業近代化資金につき、第二条に規定する利子補給率毎に算定した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高）延滞額を除く、（）の総利をその期間中の日数で除して得た金額をいう。（）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第五条 県は、融資機関から利子補給の請求があつた場合において、知事が適當であると認めるときは、当該請求書を受理した日から三十日以内にこれを支払つてゐるとする。

(利子補給金の打切り等)

第六条 県は、県の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるとする。

2 県は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規則又は第三条の利子補給契約条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

新 規 則

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なつた第一条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外)

第八条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則十号)の規定は適用しない。

(昭四五規則一一、追加)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年九月二十日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

旧 規 則

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なつた第一条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外)

第八条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則十号)の規定は適用しない。

(昭四五規則一一、追加)